



鹿行ニコ-ス No.40 - 1

令和3年9月6日

鹿児島県行政書士会  
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室  
(敷地内併設の駐車場は30分無料)  
電話: 099-253-6500 FAX: 099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会  
会長 鶴信光  
(公印省略)

日行連より令和3年9月1日付日行連発第695号「技術情報管理手数料の納付操作説明書」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会長様

日行連発第695号  
令和3年9月1日

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

#### 技術情報管理手数料の納付操作説明書について（周知）

令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う手数料として技術情報管理手数料が追加されます。今般、国土交通省より、OSS申請における技術情報管理手数料の納付操作説明書の提供がありましたのでお知らせいたします。あわせて、過渡期等における注意点として下記のとおり連絡がありましたので、ご参考ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

#### 記

##### 【過渡期等における注意点】

○技術情報管理手数料の判定基準日はOSS申請受付日です。電子申請をOSSIFシステムが受け付けた日が10月1日以降となれば、技術情報管理手数料の納付対象となります。

なお、厳密に言えば、9/30には、21:00から運用開始にあたり業務規制をかける予定となっております。

21:00以降の申請した場合、申請（送信）すると業務規制中のエラーとなるため、受付番号は払いだされません。10/1に業務規制を解除したあと、改めて申請を行っていただく必要がありますのでご注意ください。（OSS申請受付日は10/1となり、技術情報管理手数料が発生することになります。）

また、ポータル（画面申請）の場合は、申請画面まで遷移できない（業務規制中のsorry画面へ遷移）ため、入力すら不可となります。

##### ○・9/30申請

- ・9/30何らかの理由で却下や取り下げ
- ・10/1再申請

→この場合、9/30の申請については技術情報管理手数料は発生しませんが、10/1の再申請については、無料化OSS受付番号に技術情報管理手数料の納付が不要だった当時(9/30)の申請を指定しても、再申請時の申請受付日（OSSIFシステムが受け付けた日）を基準に納付対象か判定をしますので、再申請時に技術情報管理手数料が発生します。

○技術情報管理手数料導入後、検査手数料及び技術情報管理手数料とともに納付後に、何らかの理由で却下となり、その後無料化再申請を行った場合は、技術情報管理手数料も検査登録手数料と同様に無料化再申請の対象となりますので、再申請時に無料化再申請の条件を満たす場合手数料は発生いたしません。

なお、無料化再申請の条件については原則検査登録手数料と同様ですが、技術情報管理手数料は車種によって手数料額が異なりますので前回申請の無料の理由が車種による場合は無料化再申請に使用できません。

また、直前のOSS申請（前回のOSS受付番号として設定したOSS申請）の情報管理手数料について完検証取得失敗等により、情報管理手数料の算出まで至らなかったケースは「情報管理手数料が無料」と判定されないため、さらに一つ前のOSS申請での情報管理手数料の算出状態を確認し、無料化を判定するという仕様となっています。

無料化再申請自体は従来通り回数制限なく実施可能ですが、この「情報管理手数料が無料か否かを判定するさかのぼり回数」については、処理性能の問題により、最大5回となっており、再申請時に完成検査証取得エラー等の発生により、情報管理手数料納付フェーズまで到達せず取り下げし、再度、再申請を実施する場合、最大5回分の再申請は無料化判定が可能ですが、6回目以降の再申請は、技術情報管理手数料納付フェーズに移行いたしますのでご注意ください。

#### 【添付】

- ・登録車OSSにおける技術情報管理手数料の納付操作説明書（オンライン方式/情報リンク方式）

#### 【国土交通省OSSポータルサイト】

- ・【重要】10月1日より技術情報管理手数料の徴収を開始します（事前周知）

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/news/index.html#2021083001>

以上

※詳細については、上記記載のURL【国土交通省 OSS ポータルサイト】及び日行連会員サイトにてご確認願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。  
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。

鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。